

# 適合性評価の概念

## 適合性評価について

「認定」あるいは「認証」という用語は、製品やサービスに対して権威ある機関が、いわゆる「お墨付き」を与える場合に用いられるものですが、厳格に定義されたものではありませんでした。

しかし、近年、市場のグローバル化が進み、あらゆる製品・サービス・プロセスが国境を自由に超え、世界中に流通していく状況下においては、これらの用語を厳格に定義し、それらの行為がなされる仕組みを国際的に標準化されたものにしていくことが、世界経済の円滑な発展に重要な課題となっています。

これらの検討は、国際的な標準化機関であるISO内に設置されているCASCO(適合性評価委員会)の場において、その基本的な枠組みの取決めの検討がなされています。

### (1) 適合性評価

一般に、標準・規格・規定といったものが必要とされる場合、さらに、その標準・規格・規定を、製品・サービス・プロセスといったものが満たしているかどうかを確認する行為が必要となります。

この行為を、**適合性評価(Conformity Assessment)**といい、その行為の主体者により下図に示すように、**第一者(自己適合宣言)**、**第二者(当事者間検証)**、及び**第三者(認証)**の適合性評価に区分されます。

### (2) 認証

適合性評価は、その客観性が求められる場合、製品・サービス・プロセスの受け渡しの当事者である供給者または購入者とは無関係である**第三者(Third-party)**が行うこととなります。

このように「製品、プロセス、サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者が文書で保証する手続き」を**認証(Certification)**といい、法的強制・任意に関わらず社会的に信頼できる手法として最も幅広く活用されている制度です。

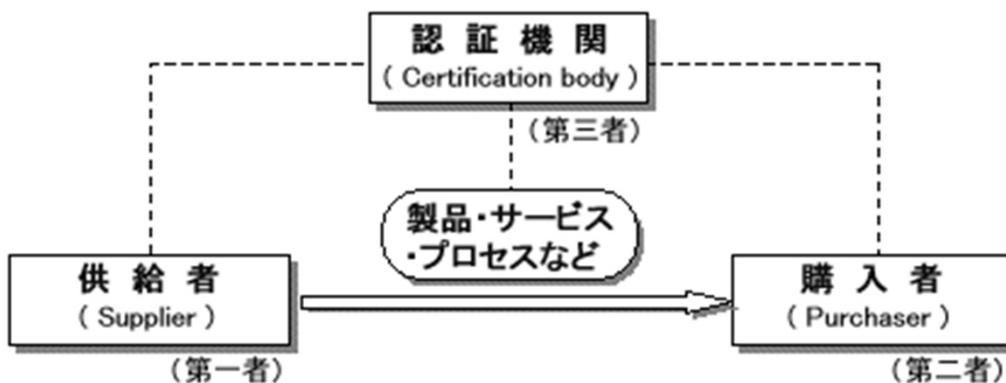


図1.2 適合性評価の概念

また、ISO9001やISO14001のようなシステム規格への適合性を保証する場合、認証の代わりに特に他と区別するために**審査登録**(Registration)という用語を用いることもあります。

### (3) 認定

第三者の機関が行う認証に、偏りがあったり、不正確であったりしては、いろいろと不都合なことが生じます。このため、権威ある機関がこれらの認証機関を審査し、認証を遂行する能力のあることを公式に承認する行為を行う必要がでてきます。

この行為を**認定**(Accreditation)とといいます。



図1.3 認証機関の認定

(日本工業標準調査会(JISC)ホームページ  
(<http://www.jisc.go.jp/acc/index.html>)から引用)